

## 令和2年度京丹後市補正予算等の専決処分について

新型コロナウイルス感染症拡大防止と国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」等に対応するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年5月1日付けの専決処分により補正予算等を編成しました。

### 一般会計補正予算（第2号）

補正額 56億941万円の追加（補正後380億6,841万円）

### 生活支援対策

#### ◎ 特別定額給付金給付事業 54億3,986万円

国の「新型コロナウイルス感染症拡大緊急経済対策」として1人あたり10万円を支給する「特別定額給付金」の給付事業

- ・特別定額給付金 54億円（支給額：10万円/人、54,000人）  
5月中旬申請書発送予定（5月下旬の支給開始を目指す）
- ・事務経費 3,986万円

#### ◎ 子育て特別給付金給付事業 6,705万円

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当（本則給付）を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、臨時特別の給付金（一時金）を給付する。

- ・子育て世帯臨時特別給付金 6,392万円（対象児童数：6,392人）  
給付額：対象児童一人につき1万円（6月上旬支給予定）
- ・事務経費 313万円

### 商工業支援対策

#### ◎ 休業要請対象事業者支援給付金 8,250万円

国の緊急事態宣言に基づく休業要請にご協力いただいた中小企業、個人事業主等に対し、京都府の休業要請対象事業者支援給付金と同額を支給する。

- ・京丹後市休業要請対象事業者支援給付金 8,250万円
- 【給付対象者】  
国の緊急事態宣言に基づく休業要請にご協力いただいた中小企業・個人事業主（任意団体含む）
- 【支給要件】  
緊急事態措置発令前（令和2年2月1日以降）または発令後、速やかに休業等の対応を開始し、令和2年5月6日まで継続して協力いただいた事業者
- 【給付金額】
- ・中小企業 20万円
  - ・個人事業主等 10万円

## 感染症予防対策

### ◎ 新型コロナウイルス感染症予防に必要な衛生用品等購入費 500万円

- ・手指消毒剤、次亜塩素酸水等の除菌資材の購入

#### 【主な補正財源】

国庫支出金、前年度繰越金などで財源確保

## 特別会計等の補正予算

### <特別会計>

#### ■国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

### ◎ 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給

30万円

#### 【内容】

京丹後市国民健康保険の被保険者のうち、給与等を受給している方で、新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱等の症状があり感染が疑われたため、労務に服することができず、その期間給与等の全部または一部の支払を受けることができなかった方に傷病手当を支給する。

#### 【支給額】

直近の継続した3月間の給与等収入の合計額を就労日数で除した金額 × 2/3 × 日数（給与等の一部の支払を受けることができなかった場合は、傷病手当金と支給された給与等との差額を支給）

#### 【適用日】

令和2年1月1日から適用

※関連条例改正：京丹後市国民健康保険条例の一部改正（次頁参照）

### <企業会計>

#### ■病院事業会計補正予算（第1号）

##### ◎弥栄病院

補正額	収益的支出	0万円	（補正後予算額	77億9,930万円）
補正額	資本的収入	940万円	（補正後予算額	5億5,274万円）
補正額	資本的支出	940万円	（補正後予算額	7億8,399万円）

#### 【主な内容】

収益的支出	新型コロナウイルス感染症対策用医療消耗備品	40万円
	予備費	△40万円
資本的収入	企業債	940万円
資本的支出	CT室空調改修	480万円
	CT室及び病室排気装置、空気清浄機整備	460万円

## その他条例改正について

### ■京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

【内容】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、今後、市立病院においても感染症患者又は感染症の疑いが強い患者の治療看護等を行う事態が想定されることから特殊勤務手当として「感染症患者治療看護等業務手当」を設ける。

【支給対象者】

病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員のうち市長の定める職員で感染症の患者又は感染症の疑いの強い患者の治療看護等に直接従事した者

【支給手当額】

760 円／日

### ■京丹後市国民健康保険条例の一部改正

【内容】

新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱等の症状があり感染が疑われたため、労務に服することができず、その期間給与等の全部または一部の支払を受けることができなかった被用者等に対し「傷病手当金」を支給するための所要の改正。

【支給額】

直近3月間の給与収入の平均日額×2/3×療養のため労務に服することができない日数

【支給期間】

令和2年9月30日まで（入院が継続する場合は最長で1年6月まで）

【適用日】

令和2年1月1日から適用

### ■京丹後市後期高齢者医療に関する条例の一部改正

【内容】

京都府後期高齢者医療広域連合において、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対し、傷病手当金が支給されることとなるため、本市において行う事務に傷病手当金の支給に係る申請書の受付時事務の追加。

〈お問い合わせ〉

総務部財政課（担当：辻村）

電話：0772-69-0160 FAX：0772-69-0901

E-mail：zaisei@city.kyotango.lg.jp